

○第2次青森県消防広域化推進計画（案）の修正点等について

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画（案）	修正理由等
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防の広域化の対象となる市町村の組合せ</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>推進</u>期間内の消防の広域化の取組</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するための方策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>市町村の防災に係る</u>関係機関相互間の連携の確保</p> <p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防本部及び消防署所の設置状況 ・県内の消防体制の概況 ・消防吏員の平均年齢等の状況 ・県内の消防本部の現状 ・消防本部別・管轄人口規模別の消防力の充足状況 ・消防力・消防活動等の推移 ・消防組織法（抄） 	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防の広域化の対象となる市町村の組合せ</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>計画</u>期間内の消防の広域化の取組</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するための方策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>関係機関等</u>相互間の連携の確保</p> <p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防本部及び消防署所の設置状況 ・県内の消防体制の概況 ・消防吏員の平均年齢等の状況 ・県内の消防本部の現状 ・消防本部別・管轄人口規模別の消防力の充足状況 ・消防力・消防活動等の推移 ・<u>計画策定までの経過</u> ・消防組織法（抄） 	<p>・文言の修正</p> <p>・文言の修正</p> <p>・策定経過を追記</p>

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p>第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項</p> <p>1 市町村の消防の広域化の必要性 (略) また、2025年には、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢化社会を迎えます。 (略) 将来にわたって県民の安全・安心を守っていくための消防力を維持・確保していくためには、消防の広域化により<u>行財政上の</u>様々なスケールメリットを実現することが有効と考えられます。 (略)</p> <p>2 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に向けた基本的な考え方 (1) 消防組織法における考え方 (略) なお、消防の広域化については、消防本部及び消防署が実施する消防事務、いわゆる常備消防に限定されており、消防団は、<u>通常他の職業を持ち、災害時において</u>地域に密着した消防防災活動を実施するという特性上、広域化の対象とはなっていません。</p>	<p>第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項</p> <p>1 市町村の消防の広域化の必要性 (略) また、2025年にはいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる<u>など</u>、超高齢化社会を迎えます。 (略) 将来にわたって県民の安全・安心を守っていくための消防力を維持・確保していくためには、消防の広域化により<u>業務運営面や財政運営面等の</u>様々なスケールメリットを実現することが有効と考えられます。 (略)</p> <p>2 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に向けた基本的な考え方 (1) 消防組織法における考え方 (略) なお、消防の広域化については、消防本部及び消防署が実施する消防事務、いわゆる常備消防に限定されており、消防団は、地域に密着した消防防災活動を実施するという特性上、<u>従来から一市町村に一団を置くこととされていることから</u>、広域化の対象とはなっていません。</p>	<p>修正理由等</p> <p>・文言の修正</p> <p>・文言の修正</p> <p>・文言の修正、追加</p>

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p>(2) 国の基本方針 (略)</p> <p>その後、広域化基本指針は平成25年4月に一部改正され、市町村の広域化を推進する期限が当初の平成24年度末から5年程度後の平成30年4月1日までに延長されました。</p> <p>さらに、広域化基本指針は平成30年4月に一部改正され、改正後の広域化基本指針では、市町村の広域化を推進する期限が平成36年4月1日までに延長されたほか、推進計画に定める市町村の組合せ等については、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、概ね10年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとされ、その際、必要に応じて、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せを定めるものとされています。</p> <p>(略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>3 自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力を推進する期間 広域化基本指針及び連携・協力基本指針では、推進期間を平成36年4月1日までとしていることから、本計画の計画期間を平成36年4月1日までとし、消防の広域化及び連携・協力を推進します。</p>	<p>(2) 国の基本方針 (略)</p> <p>その後、広域化基本指針が平成25年4月に一部改正され、市町村の広域化を推進する期限が当初の平成24年度末から5年程度後の平成30年4月1日までに延長されました。</p> <p>さらに、広域化基本指針が平成30年4月に一部改正され、改正後の広域化基本指針では、市町村の広域化を推進する期限が2024年4月1日までに延長されたほか、推進計画に定める市町村の組合せ等については、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、概ね10年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとされ、その際、必要に応じて、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せを定めるものとされています。</p> <p>(略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>3 自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力を推進する期間 広域化基本指針及び連携・協力基本指針では、消防の広域化を推進する期限を2024年4月1日までとしていることから、本計画の計画期間を2024年4月1日までとし、消防の広域化及び連携・協力を推進します。</p>	<p>修正理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 ・ 西暦表記に修正 ・ 文言の修正 ・ 西暦表記に修正

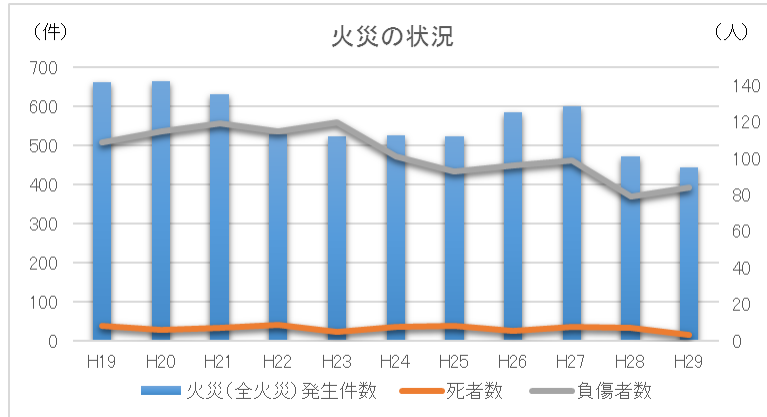
(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p>第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村の消防の現況</p> <p>(1) 消防体制の概況</p> <p>(略)</p> <p>また、11消防本部のうち、9消防本部が一部事務組組合により消防事務を共同に処理しており、2消防本部が市単独で消防事務を処理しています。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 消防力の現状</p> <p>本県における消防力の充足状況を「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)に基づく充足率でみると、平成27年度消防施設整備計画実態調査によると、消防車両については、消防ポンプ自動車が98.3%、はしご自動車が75%、化学消防車が95.2%、救急自動車が100%、救助工作車が65.4%となっています</p>	<p>第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村の消防の現況</p> <p>(1) 消防体制の概況</p> <p>(略)</p> <p>また、11消防本部のうち、9消防本部が一部事務組組合により消防事務を共同で処理しており、2消防本部が市単独で消防事務を処理しています。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 消防力の現状</p> <p>本県における消防力の充足状況を「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)に基づく充足率でみると、平成27年度消防施設整備計画実態調査によると、消防車両については、消防ポンプ自動車が98.3%、はしご自動車が75%、化学消防車が95.2%、救急自動車が100%、救助工作車が65.4%となっています。</p>	<p>修正理由等</p> <p>・誤記載の修正</p> <p>・誤記載の修正</p>

3 消防需要の動向

(1) 火災発生状況

(略)

【図表3】



※各年1月1日～12月31日

(2) 予防業務実施状況及び防火対象物の推移

(略)

このため、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)では、一定の防火対象物に消防用設備等の設置維持及び防火管理体制等についての規制が行われており、本県におけるこれらの防火対象物は、消防法施行令の改正等による影響等もあり、近年増加傾向にあり、平成30年3月末現在では52,270件となっています。

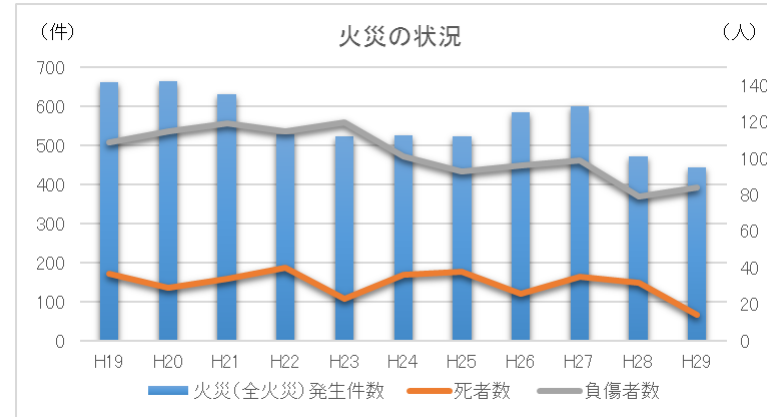
(略)

3 消防需要の動向

(1) 火災発生状況

(略)

【図表3】



※各年1月1日～12月31日

(2) 予防業務実施状況及び防火対象物の推移

(略)

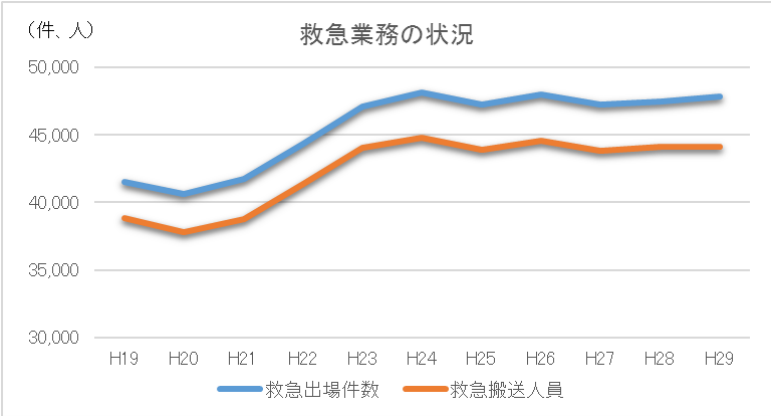
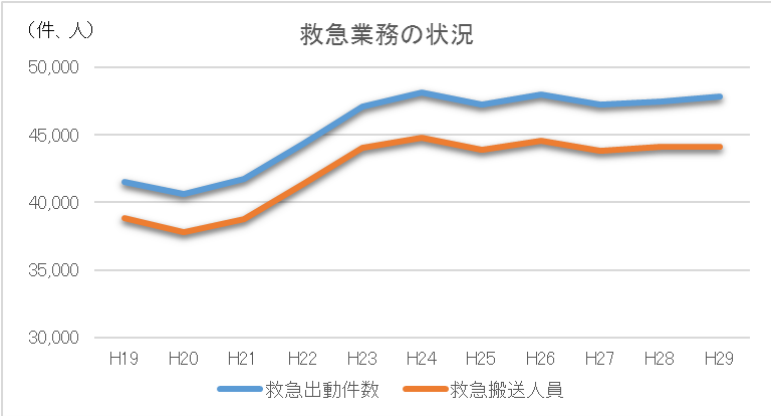
このため、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)では、一定の防火対象物に消防用設備等の設置維持及び防火管理体制等についての規制が行われており、本県におけるこれらの防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の改正等による影響等もあり、近年増加傾向にあり、平成30年3月末現在では52,270件となっています。

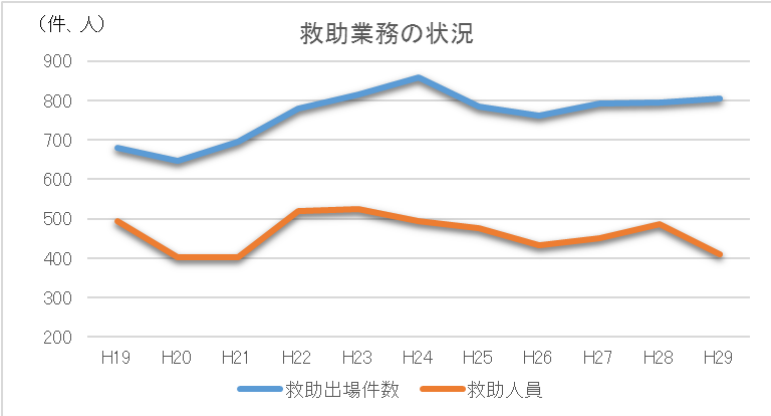
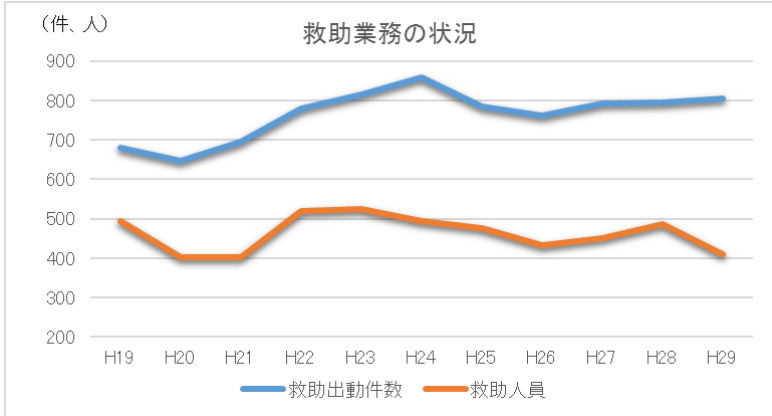
(略)

・グラフの修正
(死者数の軸の錯誤)

・文言の追加

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等																																																																								
<p>(3) 危険物業務</p> <p>本県における<u>危険物規制対象施設数</u> (完成検査済証交付施設) は、平成30年3月末現在で8,099施設となっており、平成20年の9,124施設に比べ11.2%減少しています。</p> <p>(略)</p> <p>【図表5】</p> <table border="1"> <caption>危険物施設対象施設等の状況 (件)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>危険物施設数</th> <th>危険物に係る事故発生状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>9,124</td><td>11</td></tr> <tr><td>H20</td><td>8,999</td><td>10</td></tr> <tr><td>H21</td><td>8,874</td><td>15</td></tr> <tr><td>H22</td><td>8,749</td><td>12</td></tr> <tr><td>H23</td><td>8,624</td><td>13</td></tr> <tr><td>H24</td><td>8,499</td><td>16</td></tr> <tr><td>H25</td><td>8,374</td><td>13</td></tr> <tr><td>H26</td><td>8,249</td><td>18</td></tr> <tr><td>H27</td><td>8,124</td><td>11</td></tr> <tr><td>H28</td><td>8,000</td><td>15</td></tr> <tr><td>H29</td><td>7,875</td><td>12</td></tr> </tbody> </table> <p>※危険物施設数は各年度3月31日現在、事故発生状況は各年1月1日～12月31日</p>	年度	危険物施設数	危険物に係る事故発生状況	H19	9,124	11	H20	8,999	10	H21	8,874	15	H22	8,749	12	H23	8,624	13	H24	8,499	16	H25	8,374	13	H26	8,249	18	H27	8,124	11	H28	8,000	15	H29	7,875	12	<p>(3) 危険物業務</p> <p>本県における<u>危険物施設</u> (<u>指定数量以上の石油類等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設</u>) の数は、平成30年3月末現在で8,099施設となっており、平成20年の9,124施設に比べ11.2%減少しています。</p> <p>(略)</p> <p>【図表5】</p> <table border="1"> <caption>危険物施設等の状況 (件)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>危険物施設数</th> <th>危険物に係る事故発生状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>9,124</td><td>11</td></tr> <tr><td>H20</td><td>8,999</td><td>10</td></tr> <tr><td>H21</td><td>8,874</td><td>15</td></tr> <tr><td>H22</td><td>8,749</td><td>12</td></tr> <tr><td>H23</td><td>8,624</td><td>13</td></tr> <tr><td>H24</td><td>8,499</td><td>16</td></tr> <tr><td>H25</td><td>8,374</td><td>13</td></tr> <tr><td>H26</td><td>8,249</td><td>18</td></tr> <tr><td>H27</td><td>8,124</td><td>11</td></tr> <tr><td>H28</td><td>8,000</td><td>15</td></tr> <tr><td>H29</td><td>7,875</td><td>12</td></tr> </tbody> </table> <p>※危険物施設数 (<u>完成検査済証交付施設</u>) は各年度3月31日現在、事故発生状況は各年1月1日～12月31日</p>	年度	危険物施設数	危険物に係る事故発生状況	H19	9,124	11	H20	8,999	10	H21	8,874	15	H22	8,749	12	H23	8,624	13	H24	8,499	16	H25	8,374	13	H26	8,249	18	H27	8,124	11	H28	8,000	15	H29	7,875	12	<p>修正理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 ・ グラフの修正 (タイトル、注記)
年度	危険物施設数	危険物に係る事故発生状況																																																																								
H19	9,124	11																																																																								
H20	8,999	10																																																																								
H21	8,874	15																																																																								
H22	8,749	12																																																																								
H23	8,624	13																																																																								
H24	8,499	16																																																																								
H25	8,374	13																																																																								
H26	8,249	18																																																																								
H27	8,124	11																																																																								
H28	8,000	15																																																																								
H29	7,875	12																																																																								
年度	危険物施設数	危険物に係る事故発生状況																																																																								
H19	9,124	11																																																																								
H20	8,999	10																																																																								
H21	8,874	15																																																																								
H22	8,749	12																																																																								
H23	8,624	13																																																																								
H24	8,499	16																																																																								
H25	8,374	13																																																																								
H26	8,249	18																																																																								
H27	8,124	11																																																																								
H28	8,000	15																																																																								
H29	7,875	12																																																																								

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p>(4) 救急業務</p> <p>本県における救急自動車による救急出場件数及び救急搬送人員は、人口が減少する中、平成24年をピークに高止まりしており、平成29年中はそれぞれ47,811件、44,117人となっており、平成19年中の41,479件、38,822人に比べ、それぞれ15.3%、13.6%増加しています。</p> <p>【図表6】</p>  <p>※各年1月1日～12月31日</p>	<p>(4) 救急業務</p> <p>本県における救急自動車による救急出場件数及び救急搬送人員は、人口が減少する中、平成24年をピークに高止まりしており、平成29年中はそれぞれ47,811件、44,117人となっており、平成19年中の41,479件、38,822人に比べ、それぞれ15.3%、13.6%増加しています。</p> <p>【図表6】</p>  <p>※各年1月1日～12月31日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 ・ グラフの凡例の文言修正 (出場→出動)

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p>(5) 救助業務</p> <p>本県における救助出場件数及び救助人員は、平成29年中はそれぞれ806件、410人となっており、平成19年中の679件、495人に比べ、救助出場件数は18.7%増加し、救助人員は17.2%減少しています。</p> <p>【図表7】</p>  <p>※各年1月1日～12月31日</p> <p>4 消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し</p> <p>(1) 災害や事故の多様化及び大規模化</p> <p>(略)</p> <p>「青森県地震・津波被害想定調査」では、太平洋側海溝型・日本海側海溝型・内陸直下型の地震・津波により甚大な人的・物的被害をもたらすことが想定されているところであり、本県においても、地震・津波災害や洪水、土砂災害はもとより、活火山である<u>八甲田山</u>・<u>岩木山</u>・十和田の噴火や石油コンビナート災害等、地域特性を踏まえ、広範囲かつ大規模な災害にも的確に対応していく必要があります。</p>	<p>(5) 救助業務</p> <p>本県における救助出場件数及び救助人員は、平成29年中はそれぞれ806件、410人となっており、平成19年中の679件、495人に比べ、救助出場件数は18.7%増加し、救助人員は17.2%減少しています。</p> <p>【図表7】</p>  <p>※各年1月1日～12月31日</p> <p>4 消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し</p> <p>(1) 災害や事故の多様化及び大規模化</p> <p>(略)</p> <p>「青森県地震・津波被害想定調査」では、太平洋側海溝型・日本海側海溝型・内陸直下型の地震・津波により甚大な人的・物的被害をもたらすことが想定されているところであり、本県においても、地震・津波災害や洪水、土砂災害はもとより、活火山である<u>岩木山</u>・<u>八甲田山</u>・十和田・<u>恐山</u>の噴火や石油コンビナート災害等、地域特性を踏まえ、広範囲かつ大規模な災害にも的確に対応していく必要があります。</p>	<p>修正理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 ・ グラフの凡例の文言修正 (出場→出動) ・ 記載順序を修正 ・ 市町村からの意見を踏まえ追加

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p>(2) 人口減少等による影響</p> <p>ア 県内人口の動向及び推計 本県の人口は、昭和<u>和</u>58(1983)年をピークに、以降減少しており、平成27(2015)年国勢調査では約130万人となりました。 この傾向は今後継続すると予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口」(平成30年3月推計)によると、2030年には約108万人に、2045年には約82万人にまで減少すると見込まれています。</p> <p>イ 県内の高齢化等 「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン」(平成27年8月作成)では、高齢化<u>に</u>進行により、本県の老年人口(65歳以上)は当面の間、増加が見込まれるとともに、2045年には構成割合が39.6%に増加すると見込まれています。また、同年には生産年齢人口(15～64歳)の構成割合は46.3%に減少すると見込まれています。 これに伴い、災害時要配慮者の増加により、消防防災活動における対応力の強化が求められる<u>ことになる</u>ほか、救急需要の増加も見込まれるなど、消防需要の拡大への対応や予防・救急業務の高度化等が必要になると考えられます。</p>	<p>(2) 人口減少等による影響</p> <p>ア 県内人口の動向及び推計 本県の人口は、昭和58(1983)年をピークに、以降減少しており、平成27(2015)年国勢調査では約130万人となりました。 この傾向は今後<u>も</u>継続すると予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口」(平成30年3月推計)によると、2030年には約108万人に、2045年には約82万人にまで減少すると見込まれています。</p> <p>イ 県内の高齢化等 「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン」(平成27年8月作成)では、高齢化<u>の</u>進行により、本県の老年人口(65歳以上)は当面の間、増加が見込まれるとともに、2045年には構成割合が39.6%に増加すると見込まれています。また、同年には生産年齢人口(15～64歳)の構成割合は46.3%に減少すると見込まれています。 これに伴い、災害時要配慮者の増加により、消防防災活動における対応力の強化が求められるほか、救急需要の増加も見込まれるなど、消防需要の拡大への対応や予防・救急業務の高度化等が必要になると考えられます。</p> <p><u>(3) 国内外観光客の増加等</u> <u>本県では、北海道新幹線の開業、クルーズ船寄港数の増加や、国際定期便・チャーター便の新規就航・増便等により、特に訪日観光客が増加しています。</u> <u>救急現場等における外国人との円滑なコミュニケーションの確保や、交流人口の増加を踏まえた消防防災活動における対応力の強化を図っていく必要があります。</u></p>	<p>・誤記載の修正</p> <p>・文言の修正</p> <p>・誤記載の修正</p> <p>・文言の修正</p> <p>・消防本部からの意見を踏まえ追加</p>

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p>第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ</p> <p>1 消防の広域化の対象となる市町村の組合せに関する考え方 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村の消防の広域化に向けた道筋 (略) なお、<u>推進</u>期間においては、市町村・消防本部と県が連携して各種分析・比較及び課題の整理等を行った上で「広域化対象市町村の組合せ」を絞り込むこととし、概ね10年後までの間においては、その実現に向けて具体的な取組を進めることとします。</p> <p>2 消防の広域化の対象となる市町村の組合せ (1) 県内の消防のあるべき姿の展望 (略) <u>これらの急激な環境変化</u>に対応していくためには、広域化により消防体制のより一層の基盤強化等を図っていくことが求められるとされており、本県においては、スケールメリットの発現に向け、県内6圏域よりも大きな枠組みの消防本部体制とすることが必要と考えられます。 (略) 消防は「地域に密着したサービス」であるとされていますが、何よりも<u>一定の</u>住民サービスを提供するための体制・機能を維持することが求められています。 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ</p> <p>1 消防の広域化の対象となる市町村の組合せに関する考え方 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村の消防の広域化に向けた道筋 (略) なお、<u>計画</u>期間においては、市町村・消防本部と県が連携して各種分析・比較及び課題の整理等を行った上で「広域化対象市町村の組合せ」を絞り込むこととし、概ね10年後までの間においては、その実現に向けて具体的な取組を進めることとします。</p> <p>2 消防の広域化の対象となる市町村の組合せ (1) 県内の消防のあるべき姿の展望 (略) <u>急激な人口減少や少子化、高齢化の一層の進行など、本県を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、多様化する住民ニーズに的確</u>に対応していくためには、広域化による消防体制の一層の基盤強化等を図っていくことが求められるとされており、本県においては、スケールメリットの発現に向け、県内6圏域よりも大きな枠組みの消防本部体制とすることが必要と考えられます。 (略) 消防は「地域に密着したサービス」であるとされていますが、何よりも<u>県民の命を守ることを最優先に、必要な</u>住民サービスを提供するための体制・機能を維持することが求められています。 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>修正理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の修正 ・ 第2回検討会議における意見を踏まえ修正 ・ 文言の修正 ・ 第2回検討会議における意見を踏まえ修正

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p>(3) 推進期間内の消防の広域化の取組</p> <p>本県の「将来の消防のあるべき姿」については、「県内3圏域」又は「全県一区」の消防本部体制を展望しており、推進期間内においては、県内の全ての市町村を広域化対象市町村として、消防の広域化に取り組んでいくこととし、これらの複数の組合せから「広域化対象市町村の組合せ」の絞り込みを行います。</p> <p>この絞り込みに当たっては、具体的な条件設定の下に、各種分析・比較を行うとともに、消防の広域化に向けて調整が必要な課題を整理する必要があることから、市町村・消防本部と県が連携して検討を進めます。</p> <p>また、推進期間内のできるだけ早い時期に絞り込みを行うよう努めるものとします。</p> <p>(4) 概ね10年後までの消防の広域化の取組</p> <p>概ね10年後までの間においては、推進期間内に絞り込むこととしている「広域化対象市町村の組合せ」による消防の広域化の実現に向け、市町村・消防本部において具体的な取組を進めます。</p> <p>3 消防の連携・協力の対象となる市町村の組合せ</p> <p>(1) 高機能消防指令センターの共同運用</p> <p>(略)</p> <p>したがって、通信指令システムの更新時期を見据え、高機能消防指令センターの共同運用に係る連携・協力対象市町村を全市町村とし、概ね10年後の実現に向け、推進期間中においては、県と市町村・消防本部が緊密に連携して調査・検討を行い、具体的な準備を進めます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(3) 計画期間内の消防の広域化の取組</p> <p>本県の「将来の消防のあるべき姿」については、「県内3圏域」又は「全県一区」の消防本部体制を展望しており、計画期間内においては、県内の全ての市町村を広域化対象市町村として、消防の広域化に取り組んでいくこととし、これらの複数の組合せから「広域化対象市町村の組合せ」の絞り込みを行います。</p> <p>この絞り込みに当たっては、具体的な条件設定の下に、各種分析・比較を行うとともに、消防の広域化に向けて調整が必要な課題を整理する必要があることから、市町村・消防本部と県が連携して検討を進めます。</p> <p>また、計画期間内のできるだけ早い時期に絞り込みを行うよう努めるものとします。</p> <p>(4) 概ね10年後までの消防の広域化の取組</p> <p>概ね10年後までの間においては、計画期間内に絞り込むこととしている「広域化対象市町村の組合せ」による消防の広域化の実現に向け、市町村・消防本部において具体的な取組を進めます。</p> <p>3 消防の連携・協力の対象となる市町村の組合せ</p> <p>(1) 高機能消防指令センターの共同運用</p> <p>(略)</p> <p>したがって、通信指令システムの更新時期を見据え、高機能消防指令センターの共同運用に係る連携・協力対象市町村を全市町村とし、概ね10年後の実現に向け、計画期間中においては、県と市町村・消防本部が緊密に連携して調査・検討を行い、具体的な準備を進めます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>・文言の修正</p> <p>・文言の修正</p> <p>・文言の修正</p>

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p>4 推進計画の変更</p> <p>平成31年度以降において、可能な限り早期に自主的な市町村の消防の広域化の取組を実践するため、具体的な条件設定の下に各種分析・比較検討を行うとともに、広域化を進めるために調整が必要な課題を整理し、「広域化対象市町村の組合せ」の絞り込みを行います。</p> <p>(略)</p>	<p>4 推進計画の変更</p> <p>平成31年度以降において、可能な限り早期に自主的な市町村の消防の広域化の取組を実践するため、具体的な条件設定の下に各種分析・比較検討を行う<u>と</u>とともに、広域化を進めるために調整が必要な課題を整理し、「広域化対象市町村の組合せ」の絞り込みを行います。</p> <p>(略)</p>	<p>・誤記載の修正</p>

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p>第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するための方策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域化後の消防の円滑な運営の確保 (1)～(2)</p> <p>(3) 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策 (略) そのための方策としては、次のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効です。 (略)</p> <p>3 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保 (1)～(2) (略)</p>	<p>第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するための方策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域化後の消防の円滑な運営の確保 (1)～(2)</p> <p>(3) 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策 (略) そのための方策としては、次のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることが有効です。 (略)</p> <p>3 関係機関等相互間の連携の確保 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関との連携の確保 <u>県では、消防法の規定に基づき、救急業務における傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準を策定していますが、高齢化の進行等に伴い救急需要の増加が見込まれるほか、救急業務の高度化や傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築することが求められています。</u> <u>このため、地域の実情に応じて、広域化後の消防本部と医療機関との緊密な連携の確保が必要となります。</u> <u>具体的には、青森県救急搬送受入協議会、青森県メディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会等、いわゆるメディカルコントロール体制の充実・強化や、救急搬送の実施状況等の評価・検証による救急業務の継続的な改善、さらには平素から消防署所と搬送先医療機関との顔の見える関係を構築するための取組などが考えられます。</u></p>	<p>修正理由等</p> <p>・ 文言の修正</p> <p>・ 文言の修正</p> <p>・ 第2回検討会議における意見を踏まえ追加</p>

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p style="text-align: center;">参考資料</p> <p>消防本部及び消防署所の設置状況 (略)</p> <p>県内の消防体制の概況 (略)</p> <p>消防吏員の平均年齢等の状況 (略)</p> <p>県内の消防本部の現状 (略)</p> <p>消防本部別・管轄人口規模別の消防力の充足状況 (略)</p> <p>消防力・消防活動等の推移 (略)</p>	<p style="text-align: center;">参考資料</p> <p>消防本部及び消防署所の設置状況 (略)</p> <p>県内の消防体制の概況 (略)</p> <p>消防吏員の平均年齢等の状況 (略)</p> <p>県内の消防本部の現状 (略)</p> <p>消防本部別・管轄人口規模別の消防力の充足状況 (略)</p> <p>消防力・消防活動等の推移 (略)</p>	

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等																							
	<p style="color: red; text-decoration: underline;">計画策定までの経過</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">平成30年 7月</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;">市町村の消防の広域化等に関する説明会 開催</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">8月</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;">市町村長への説明(消防庁)</td> </tr> <tr> <td style="color: red; text-decoration: underline;">青森県消防広域化推進計画検討会議 設置</td> </tr> <tr> <td style="color: red; text-decoration: underline;">検討会議(第1回) (現状等説明、計画の柱立て案等について意見聴取)</td> </tr> <tr> <td style="color: red; text-decoration: underline;">専門部会(第1回) (消防力カードによる現状分析等)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">9月</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;">専門部会(第2回) (消防の広域化及び連携・協力の方向性について検討)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">10月</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;">専門部会(第3回) (広域化対象市町村の組合せ等について検討)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">11月</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;">新たな青森県消防広域化推進計画の策定に係る市町村等地域別説明会 開催(県内6会場)</td> </tr> <tr> <td style="color: red; text-decoration: underline;">専門部会(第4回) (計画(素案)について検討)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">12月</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;">検討会議(第2回) (計画(素案)について意見聴取)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">平成31年 1月</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;">計画(素案)について市町村・消防本部から意見聴取 (1月28日～2月28日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">2月</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;">計画(素案)についてパブリック・コメント実施 (2月6日～3月7日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; color: red; text-decoration: underline;">3月</td> <td style="color: red; text-decoration: underline;">検討会議(第3回) (計画(案)について意見聴取)</td> </tr> <tr> <td style="color: red; text-decoration: underline;">計画決定(※)</td> </tr> </table>	平成30年 7月	市町村の消防の広域化等に関する説明会 開催	8月	市町村長への説明(消防庁)	青森県消防広域化推進計画検討会議 設置	検討会議(第1回) (現状等説明、計画の柱立て案等について意見聴取)	専門部会(第1回) (消防力カードによる現状分析等)	9月	専門部会(第2回) (消防の広域化及び連携・協力の方向性について検討)	10月	専門部会(第3回) (広域化対象市町村の組合せ等について検討)	11月	新たな青森県消防広域化推進計画の策定に係る市町村等地域別説明会 開催(県内6会場)	専門部会(第4回) (計画(素案)について検討)	12月	検討会議(第2回) (計画(素案)について意見聴取)	平成31年 1月	計画(素案)について市町村・消防本部から意見聴取 (1月28日～2月28日)	2月	計画(素案)についてパブリック・コメント実施 (2月6日～3月7日)	3月	検討会議(第3回) (計画(案)について意見聴取)	計画決定(※)	<p style="color: red;">・ 策定経過を追加</p>
平成30年 7月	市町村の消防の広域化等に関する説明会 開催																								
8月	市町村長への説明(消防庁)																								
	青森県消防広域化推進計画検討会議 設置																								
	検討会議(第1回) (現状等説明、計画の柱立て案等について意見聴取)																								
	専門部会(第1回) (消防力カードによる現状分析等)																								
9月	専門部会(第2回) (消防の広域化及び連携・協力の方向性について検討)																								
10月	専門部会(第3回) (広域化対象市町村の組合せ等について検討)																								
11月	新たな青森県消防広域化推進計画の策定に係る市町村等地域別説明会 開催(県内6会場)																								
	専門部会(第4回) (計画(素案)について検討)																								
12月	検討会議(第2回) (計画(素案)について意見聴取)																								
平成31年 1月	計画(素案)について市町村・消防本部から意見聴取 (1月28日～2月28日)																								
2月	計画(素案)についてパブリック・コメント実施 (2月6日～3月7日)																								
3月	検討会議(第3回) (計画(案)について意見聴取)																								
	計画決定(※)																								

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等																																										
	<p style="text-align: center;">青森県消防広域化推進計画検討会議</p> <p>1 設置の趣旨</p> <p><u>本県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を策定するに当たり、関係者の意見を聴くとともに、コンセンサスの形成を図るため設置。</u></p> <p>2 委員名簿</p> <table border="1" data-bbox="1041 427 1832 1422"> <thead> <tr> <th>所属・役職</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県市長会 会長</td> <td>小野寺 晃彦</td> </tr> <tr> <td>青森県町村会 会長</td> <td>関 和典</td> </tr> <tr> <td>青森県メディカルコントロール協議会 会長</td> <td>山村 仁</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人青森県消防協会 会長</td> <td>大湊 一郎</td> </tr> <tr> <td>青森県幼少年女性防火委員会女性防火部会 部会長</td> <td>赤平 喜美子</td> </tr> <tr> <td>東北町消防団東北さくら分団 分団長</td> <td>蛭澤 栄子</td> </tr> <tr> <td>青森公立大学 教授</td> <td>(座長) 遠藤 哲哉</td> </tr> <tr> <td>青森地域広域事務組合消防本部 消防長</td> <td>蝦名 幸悦</td> </tr> <tr> <td>弘前地区消防事務組合消防本部 消防長</td> <td>三浦 良樹</td> </tr> <tr> <td>八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 消防長</td> <td>上野 統久</td> </tr> <tr> <td>五所川原地区消防事務組合消防本部 消防長</td> <td>岩谷 等</td> </tr> <tr> <td>十和田地域広域事務組合消防本部 消防長</td> <td>東大野 達也</td> </tr> <tr> <td>三沢市消防本部 消防長</td> <td>山内 修一</td> </tr> <tr> <td>下北地域広域行政事務組合消防本部 消防長</td> <td>高橋 聖</td> </tr> <tr> <td>つがる市消防本部 消防長</td> <td>山崎 和人</td> </tr> <tr> <td>北部上北広域事務組合消防本部 消防長</td> <td>畑口 一保</td> </tr> <tr> <td>鱸ヶ沢地区消防事務組合消防本部 消防長</td> <td>佐藤 光</td> </tr> <tr> <td>中部上北広域事業組合消防本部 消防長</td> <td>沼村 光博</td> </tr> <tr> <td>青森県 危機管理局長</td> <td>(座長職務代理者) 工藤 純一</td> </tr> <tr> <td>青森県総務部 市町村課長</td> <td>米田 圭吾</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;"><u>(順不同、敬称略)</u></p>	所属・役職	氏名	青森県市長会 会長	小野寺 晃彦	青森県町村会 会長	関 和典	青森県メディカルコントロール協議会 会長	山村 仁	公益財団法人青森県消防協会 会長	大湊 一郎	青森県幼少年女性防火委員会女性防火部会 部会長	赤平 喜美子	東北町消防団東北さくら分団 分団長	蛭澤 栄子	青森公立大学 教授	(座長) 遠藤 哲哉	青森地域広域事務組合消防本部 消防長	蝦名 幸悦	弘前地区消防事務組合消防本部 消防長	三浦 良樹	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 消防長	上野 統久	五所川原地区消防事務組合消防本部 消防長	岩谷 等	十和田地域広域事務組合消防本部 消防長	東大野 達也	三沢市消防本部 消防長	山内 修一	下北地域広域行政事務組合消防本部 消防長	高橋 聖	つがる市消防本部 消防長	山崎 和人	北部上北広域事務組合消防本部 消防長	畑口 一保	鱸ヶ沢地区消防事務組合消防本部 消防長	佐藤 光	中部上北広域事業組合消防本部 消防長	沼村 光博	青森県 危機管理局長	(座長職務代理者) 工藤 純一	青森県総務部 市町村課長	米田 圭吾	<p>・策定経過(検討組織)を追加</p>
所属・役職	氏名																																											
青森県市長会 会長	小野寺 晃彦																																											
青森県町村会 会長	関 和典																																											
青森県メディカルコントロール協議会 会長	山村 仁																																											
公益財団法人青森県消防協会 会長	大湊 一郎																																											
青森県幼少年女性防火委員会女性防火部会 部会長	赤平 喜美子																																											
東北町消防団東北さくら分団 分団長	蛭澤 栄子																																											
青森公立大学 教授	(座長) 遠藤 哲哉																																											
青森地域広域事務組合消防本部 消防長	蝦名 幸悦																																											
弘前地区消防事務組合消防本部 消防長	三浦 良樹																																											
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 消防長	上野 統久																																											
五所川原地区消防事務組合消防本部 消防長	岩谷 等																																											
十和田地域広域事務組合消防本部 消防長	東大野 達也																																											
三沢市消防本部 消防長	山内 修一																																											
下北地域広域行政事務組合消防本部 消防長	高橋 聖																																											
つがる市消防本部 消防長	山崎 和人																																											
北部上北広域事務組合消防本部 消防長	畑口 一保																																											
鱸ヶ沢地区消防事務組合消防本部 消防長	佐藤 光																																											
中部上北広域事業組合消防本部 消防長	沼村 光博																																											
青森県 危機管理局長	(座長職務代理者) 工藤 純一																																											
青森県総務部 市町村課長	米田 圭吾																																											

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画(素案)【第2回検討会議】	第2次青森県消防広域化推進計画(案)	修正理由等
<p>消防組織法(抄) (略)</p>	<p>消防組織法(抄) (略)</p>	